

相監第26号の2
令和5年11月27日

相良村長 吉松 啓一 様

相良村代表監査委員 渡 邊 法 光
(公印省略)
相良村監査委員 小 善 満 子
(公印省略)

定期監査結果報告書の提出について
このことについて、地方自治法第199条第9項の規定に基づき監査結果を下記のとおり報告します。

記

1. 監査の基準

相良村監査委員監査基準（令和2年相良村監査告示第3号）

2. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3. 監査の対象

令和5年4月1日から令和5年10月末日までの一般会計並びに特別会計の予算執行状況、事業執行状況、令和4年度繰越明許費にかかる繰越事業実施状況等について全課局を対象に監査を行った。

4. 監査の着眼点

相良村監査委員監査基準に従い、財務に関する事務の執行及び事業に係る事務の管理について、法令等に適合し適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に組織及び運営がなされているかを主眼とした。

5. 監査の実施内容

監査の対象となった事務の執行について、提出された書類並びに提示のあった関係書類等に基づいて、質問を行うとともに必要と認めたその他の監査を実施した。

6. 監査の実施場所及び日程

実施場所 相良村役場 議員控室

実施期間 令和5年11月17日から11月24日まで（実質4日間）

7. 監査の結果

全般的に行政の流れは順調に行われているように感じた。各課において、執務遂行に努力されていることを資料と各課長の説明を受け感じた。各課、局ともに事務処理において概ね良好に予算の執行がなされていた。

また、令和4年度の繰越事業及び事故繰越事業についても、概ね良好に執行されていた。指導及び指摘事項については、下記のとおり。

指導事項

(1) 建設課

簡易水道特別会計及び農業集落排水特別会計における使用料の過年度分未済額の収納については、徴収計画に基づき臨戸等により徴収に努められたい。

指摘事項

(1) 総務課

現在、職員の給与支払い事務において、給与の一部を現金で支給されているが、事務の効率化、安全性の確保のため、給与の全額口座振込みはできないのか、再度、検討されたい。

(2) 産業振興課

鮎等中間育成施設については、施設の老朽化に伴い、必要に応じて修繕、改修が行われているが、施設が遊水地に含まれることから、今後、施設の運営について、国、県等の協議を早めに行う必要がある。